

2013年2月25日

2013年2月26日災害救助法適用地域更新

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

新潟県における大雪により被害を受けられた皆さまにお見舞いを申し上げます

このたびの大雪により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

なお、当社では、被害を受けられたお客さまのご契約について、下記の取扱いを実施いたしますので
ご案内申し上げます。

【災害救助法適用地域の特別取扱い】

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を最長6ヶ月間に延長いたします。

2. 保険金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

【災害救助法適用地域】

<新潟県> 長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、上越市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町

(2月22日適用)

妙高市(2月25日適用・2月26日更新)

ご加入いただいておりますお客さまからのご連絡、お問い合わせは、ご契約の取扱代理店または下記の窓口にて承っております。

お客さまサービスセンター
電話 0120-324-386(無料)
受付時間:月~金 9時~18時 土 9時~17時
(日・祝日・年末年始を除きます)